

お 知 ら せ

このたびの台風 15 号および台風 19 号により被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞申しあげます。

一日も早く復旧されますことを心よりお祈り申しあげます。

当組合では、災害に遭われた皆さまに、以下のとおり弾力的なお取り扱いをさせていただきます。

1. 預金証書、通帳等を紛失された場合でも、被災された状況等を踏まえたうえで、ご本人様であることを確認のうえ払戻に応じます。
2. お届けのご印鑑がない場合でも、拇印にて払戻しに応じます。
3. 事情により、定期預金、定期積金等の期限前お支払いのほか、当該ご預金等を担保とすご融資にも応じます。
4. 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形につきましては、全国銀行協会で決定した「手形交換に関する特別措置」に従って、お取り扱いさせていただきます。
5. 今回の災害のため支払ができない手形・小切手の不渡処分につきましても、全国銀行協会で決定した措置に配慮したお取り扱いをさせていただきます。
6. 損傷した紙幣や硬貨のお引き換えに応じます。
7. 国債を紛失された場合、ご相談に応じます。
8. 罹災証明書の提出が困難な場合でも、ご相談に応じます。
9. 災害の状況、応急資金の必要性等を勘案して、速やかなご融資対応のほか、既にご利用して頂いているご融資の、返済条件変更のご相談に応じます。

詳しくは、窓口にお問い合わせください。

